

令和 7 年第155回
香美町議会（定例会）議案書

令和 7 年 8 月 28 日

香 美 町

令和7年第155回香美町議会(定例会)議案目次

報告第 5号 委任専決処分をしたものの報告について

委任専決第1号 損害賠償の額を定めることについて(令和7年7月4日専決)

報告第 6号 令和6年度(第29期)株式会社むらおか振興公社の業務報告について

議案第73号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議案第74号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議案第75号 香美町税条例の一部を改正する条例を定めることについて

議案第76号 香美町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

議案第77号 香美町火入れに関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

議案第78号 令和6年度香美町一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第79号 令和6年度香美町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第80号 令和6年度香美町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第81号 令和6年度香美町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第82号 令和6年度香美町財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第83号 令和6年度香美町町立地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第84号 令和7年度香美町一般会計補正予算(第3号)

議案第85号 令和7年度香美町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

議案第86号 令和7年度香美町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

議案第87号 令和7年度香美町公立香住病院事業企業会計補正予算(第1号)

議案第88号 令和7年度香美町水道事業企業会計補正予算(第2号)

議案第 89 号 令和 7 年度香美町下水道事業企業会計補正予算（第 1 号）

報告第5号

委任専決処分をしたものの報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の権限に属する事項中町長が専決処分することができる事項の指定（平成17年9月15日議決）で指定されたもののうち、下記事件について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年8月28日提出

香美町長 浜 上 勇 人

記

委任専決第1号 損害賠償の額を定めることについて（令和7年7月4日専決
）

（提案理由）

対物賠償事故について、損害賠償額等を決定し和解したので、この状況を報告するものである。

委任専決第1号

損害賠償の額を定めることについて

令和7年5月7日に発生した対物賠償事故の損害賠償の額を、下記のとおり決定するものとする。

よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和7年7月4日

香美町長 浜 上 勇 人

記

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 事故発生年月日 | 令和7年5月7日 |
| 2 | 事故発生場所 | 養父市八鹿町国木地内 |
| 3 | 相手方 | 養父市内 男性 |
| 4 | 損害賠償額 | 金71,600円 |
| 5 | 事故の概要 | 公益社団法人からの派遣労働者が運転するマイクロバスが、生きがい活動支援通所事業の参加者を送迎中に養父市内の交差点で停車していた際に運転操作を誤り、相手方所有の車両に接触し、損害を与えた。 |

報告第6号

令和6年度（第29期）株式会社むらおか振興公社の業務報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、令和6年度（第29期）株式会社むらおか振興公社の業務及び経営状況を別冊のとおり報告する。

令和7年8月28日提出

香美町長 浜 上 勇 人

（提案理由）

本町が出資している株式会社むらおか振興公社から、令和6年度（第29期）の業務報告を受けたので、その経営状況を報告するものである。

議案第73号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員として法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和7年8月28日提出

香美町長 浜 上 勇 人

記

- | | | |
|--------|--------------------------------------|--|
| 1 住 所 | 香美町香住区境 | |
| 2 氏 名 | <small>いま い よし ふみ</small>
今 井 好 文 | |
| 3 生年月日 | | |

（提案理由）

人権擁護委員 今井好文氏の任期が、令和7年12月31日をもって満了するので、引き続き同人を推薦するため、議会の意見を求めるものである。

議案第 7 4 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員として法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 7 年 8 月 2 8 日提出

香美町長 浜 上 勇 人

記

- | | | |
|--------|-----------------------------|--|
| 1 住 所 | 香美町村岡区耀山 | |
| 2 氏 名 | <small>なが</small> 長 戸 ゆ か り | |
| 3 生年月日 | | |

（提案理由）

人権擁護委員 長戸ゆかり氏 の任期が、令和 7 年 1 2 月 3 1 日をもって満了するので、引き続き同人を推薦するため、議会の意見を求めるものである。

議案第 75 号

香美町税条例の一部を改正する条例を定めることについて

香美町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 8 月 28 日提出

香美町長 浜 上 勇 人

（提案理由）

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 7 号）の施行に伴い、香美町税条例（平成 17 年香美町条例第 72 号）の一部を改正する必要が生じたので、所要の改正を行うものである。

香美町税条例の一部を改正する条例

香美町税条例（平成１７年香美町条例第７２号）の一部を次のように改正する。

第１８条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第２項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和２９年総理府令第２３号。以下「施行規則」という。）第１条の８第１項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を町の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第１８条の３中「地方税法施行規則（昭和２９年総理府令第２３号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第３４条の２中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第３６条の２第１項ただし書中「若しくは法第３１４条の２第４項」を「、法第３１４条の２第４項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第１２号に規定する特定親族をいう。第３６条の３の２第１項第３号及び第３６条の３の３第１項において同じ。）（前年の合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第３６条の３の２第１項第３号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第３６条の３の３第１項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第３号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第１６条の２の次に次の１条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第１６条の２の２ 令和８年４月１日以後に第９２条の２第１項の売渡し又は同

条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

- (1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法
 - (2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法
- 2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第6条の規定 令和8年4月1日

(2) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

（公示送達に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の香美町税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（町民税に関する経過措置）

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和7年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の町民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額

が 85 万円以下であるものに限る。)に係るものを除く。)」とあるのは、
「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第 36 条の 3 の 2 第 1 項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第 36 条の 2 第 1 項ただし書に規定する給与について提出する新条例第 36 条の 3 の 2 第 1 項及び第 3 項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の香美町税条例（以下「旧条例」という。）第 36 条の 2 第 1 項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第 36 条の 3 の 2 第 1 項及び第 3 項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等（同法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（町たばこ税に関する経過措置）

第 4 条 次項に定めるものを除き、附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第 16 条の 2 の 2 第 1 項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る町たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和 8 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に、香美町税条例第 9 2 条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第 9 4 条第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 3 項及び新条例附則第 16 条の 2 の 2 の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 香美町税条例第 9 4 条第 3 項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第 16 条の 2 の 2 第 1 項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に 0.5 を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第 16 条の 2 の 2 の規定により換算した紙巻たばこの本数に 0.

5 を乗じて計算した製造たばこの本数

- 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に 1 本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

議案第 76 号

香美町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

香美町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 8 月 28 日提出

香美町長 浜 上 勇 人

（提案理由）

標準準拠システムへの移行にあたり、香美町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年香美町条例第 30 号）の一部を改正する必要が生じたので、所要の改正を行うものである。

香美町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等
に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関
する条例の一部を改正する条例

香美町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年香美町条例第30号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「及び」を「、」に改め、「利用事務」の次に「並びに町長又は教育委員会が第4項に規定する住登外者宛名情報を利用して行う法別表の下欄に掲げる事務及び法第9条第1項に規定する準法定事務」を加え、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 町の執行機関は、法別表の下欄に掲げる事務又は法第9条第1項に規定する準法定事務を処理するために必要な限度で、町の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（町の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するもの（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって自らが保有するものを利用することができる。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（特定個人情報の提供）

第5条 法第19条第11号の規定による特定個人情報の提供は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供することにより行うものとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

別表第1に次のように加える。

3 町長	町の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（町の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するもの（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
4 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1 町長	香美町福祉医療費助成に関する事務であって規則で定めるものの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって規則で定めるもの
2 町長	兵庫県心身障害者扶養共済制度に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第5条関係）

機関	事務	機関	特定個人情報
1 教育委員会	住登外者宛名番号管理 機能による住登外者の 情報の管理に関する事 務であって規則で定め るもの	町長	住登外者宛名情報 であって規則で定め るもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 77 号

香美町火入れに関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

香美町火入れに関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 8 月 28 日提出

香美町長 浜 上 勇 人

（提案理由）

用字用語及び規則において規定すべき事項を整理するため、所要の改正を行うものである。

香美町火入れに関する条例の一部を改正する条例

香美町火入れに関する条例（平成１７年香美町条例第１６６号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第２４９号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第２条第１項中「森林法」を「法」に、「様式第１号による申請書２通に、次に掲げる書類を添え、」を「規則で定める申請書を」に改め、同項各号を削り、同条第２項中「火入地」を「火入れを行おうとする土地（以下「火入地」という。）」に改める。

第３条中「当該申請」を「前条の規定による申請」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第１号中「森林法」を「法」に改める。

第４条第１項中「森林法」を「法」に、「様式第２号による許可証（以下「火入許可証」という。）」を「規則で定める許可証（以下「許可証」という。）」に改める。

第５条中「森林法」を「法」に改める。

第９条（見出しを含む。）及び第１０条第２項中「火入許可証」を「許可証」に改める。

第１４条第１項中「、異常乾燥注意報」を「若しくは乾燥注意報が発表されたとき」に改め、同条第２項中「又は強風注意報、異常乾燥注意報」を「強風注意報若しくは乾燥注意報が発表されたとき」に改める。

本則に次の１条を加える。

（委任）

第１７条 この条例に定めるもののほか、火入れの許可に関し必要な事項は、規則で定める。

様式第１号及び様式第２号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 78 号

令和 6 年度香美町一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度香美町一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて別冊により、議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 28 日提出

香美町長 浜 上 勇 人

（提案理由）

令和 6 年度香美町一般会計歳入歳出決算について、認定を求めるものである。

議案第 79 号

令和 6 年度香美町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度香美町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて別冊により、議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 28 日提出

香美町長 浜 上 勇 人

（提案理由）

令和 6 年度香美町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、認定を求めるものである。

議案第 80 号

令和 6 年度香美町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の
認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度香美町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて別冊により、議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 28 日提出

香美町長 浜 上 勇 人

（提案理由）

令和 6 年度香美町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算について、認定を求めるものである。

議案第 81 号

令和 6 年度香美町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度香美町介護保険事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて別冊により、議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 28 日提出

香美町長 浜 上 勇 人

（提案理由）

令和 6 年度香美町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について、認定を求めるものである。

議案第 82 号

令和 6 年度香美町財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度香美町財産区特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて別冊により、議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 28 日提出

香美町長 浜 上 勇 人

（提案理由）

令和 6 年度香美町財産区特別会計歳入歳出決算について、認定を求めるものである。

議案第 83 号

令和 6 年度香美町町立地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度香美町町立地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて別冊により、議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 28 日提出

香美町長 浜 上 勇 人

（提案理由）

令和 6 年度香美町町立地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算について、認定を求めるものである。

令和 7 年度香美町一般会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度香美町の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 217,693 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 17,080,642 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」による。

令和 7 年 8 月 2 8 日提出

香 美 町 長 浜 上 勇 人

(一般会計)

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 地方特例交付金		7,000	△139	6,861
	1. 地方特例交付金	5,000	△139	4,861
11. 地方交付税		6,891,000	24,916	6,915,916
	1. 地方交付税	6,891,000	24,916	6,915,916
15. 国庫支出金		1,040,785	955	1,041,740
	2. 国庫補助金	337,076	385	337,461
	3. 委託金	4,941	570	5,511
16. 県支出金		899,044	447	899,491
	2. 県補助金	355,426	447	355,873
19. 繰入金		1,833,280	△180,855	1,652,425
	1. 基金繰入金	1,833,280	△180,855	1,652,425
20. 繰越金		50,000	327,176	377,176
	1. 繰越金	50,000	327,176	377,176
21. 諸収入		591,122	8,193	599,315
	4. 雑入	556,900	8,193	565,093
22. 町債		1,639,100	37,000	1,676,100
	1. 町債	1,639,100	37,000	1,676,100
歳入合計		16,862,949	217,693	17,080,642

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 議 会 費		106,610	△181	106,429
	1. 議 会 費	106,610	△181	106,429
2. 総 務 費		4,041,976	252,951	4,294,927
	1. 総 務 管 理 費	3,800,551	254,379	4,054,930
	2. 徴 税 費	108,122	△2,104	106,018
	3. 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	63,146	676	63,822
3. 民 生 費		3,165,126	△4,327	3,160,799
	1. 社 会 福 祉 費	2,203,771	△8,013	2,195,758
	2. 児 童 福 祉 費	961,235	3,686	964,921
4. 衛 生 費		1,211,739	△22,570	1,189,169
	1. 保 健 衛 生 費	916,926	△13,155	903,771
	2. 清 掃 費	294,813	△9,415	285,398
6. 農 林 水 産 業 費		821,375	1,013	822,388
	1. 農 業 費	530,401	666	531,067
	3. 水 産 業 費	74,981	347	75,328
7. 商 工 費		1,296,863	10,326	1,307,189
	1. 商 工 費	1,296,863	10,326	1,307,189
8. 土 木 費		1,794,111	△17,754	1,776,357
	1. 土 木 管 理 費	101,946	△1,714	100,232
	4. 住 宅 費	77,194	△4,055	73,139
	6. 都 市 計 画 費	668,156	△10,155	658,001

(一般会計)

(一般会計)

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	7. 水 道 費	140,802	△1,830	138,972
9. 消 防 費		671,182	△9,472	661,710
	1. 消 防 費	671,182	△9,472	661,710
10. 教 育 費		1,719,189	7,707	1,726,896
	1. 教 育 総 務 費	251,475	6,796	258,271
	2. 小 学 校 費	318,758	270	319,028
	3. 中 学 校 費	231,896	76	231,972
	4. 幼 稚 園 費	144,034	904	144,938
	5. 社 会 教 育 費	316,617	△247	316,370
	6. 保 健 体 育 費	456,409	△92	456,317
歳 出	合 計	16,862,949	217,693	17,080,642

第2表 地 方 債 補 正

1. 変更

(単位：千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共施設等除却事業	250,400	証書借入 又は証券 発行	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて、利率の 見直しを行っ た後において は当該見直し 後の利率)	公的資金については、 その融資条件により、 銀行その他の場合には、 その債権者と協定する ものによる。 ただし、町財政の都 合により、据置期間及 び償還期限を短縮し、 又は繰上償還若しくは 低利に借換えすること ができる。	283,700	補正前と 同じ	補正前と 同じ	補正前と 同じ
過疎地域持続的発展特別事業	148,700				152,400			

(一般会計)

令和 7 年度香美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度香美町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,156 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,357,047 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 8 月 2 8 日提出

香 美 町 長 浜 上 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 県支出金		1,526,264	1,793	1,528,057
	1. 県負担金	1,526,264	1,793	1,528,057
5. 繰入金		156,401	△302	156,099
	1. 他会計繰入金	148,970	△302	148,668
歳入合計		2,044,670	1,491	2,046,161

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 総 務 費		74,888	△302	74,586
	1. 総 務 管 理 費	64,722	△302	64,420
2. 保 険 給 付 費		1,400,810	1,793	1,402,603
	1. 療 養 諸 費	1,191,413	1,793	1,193,206
歳 出 合 計		2,044,670	1,491	2,046,161

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 繰入金		21,375	237	21,612
	2. 他会計繰入金	19,799	237	20,036
歳入合計		33,500	237	33,737

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 総 務 費		22,058	237	22,295
	1. 施 設 管 理 費	22,058	237	22,295
歳 出 合 計		33,500	237	33,737

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 繰入金		53,265	457	53,722
	2. 他会計繰入金	41,288	457	41,745
歳入合計		146,100	457	146,557

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 総 務 費		125,357	457	125,814
	1. 施 設 管 理 費	125,357	457	125,814
歳 出	合 計	146,100	457	146,557

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 繰入金		10,362	△29	10,333
	1. 基金繰入金	10,362	△29	10,333
歳入合計		82,421	△29	82,392

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 総 務 費		70,300	△29	70,271
	1. 施 設 管 理 費	69,763	△29	69,734
歳 出 合 計		82,421	△29	82,392

令和 7 年度香美町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度香美町の介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 57,774 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,570,547 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 8 月 2 8 日提出

香 美 町 長 浜 上 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 国庫支出金		602,281	△3,859	598,422
	2. 国庫補助金	222,398	△3,859	218,539
4. 支払基金交付金		608,960	3	608,963
	1. 支払基金交付金	608,960	3	608,963
5. 県支出金		351,857	△1,546	350,311
	2. 県補助金	23,468	△1,546	21,922
7. 繰入金		492,635	63,176	555,811
	1. 一般会計繰入金	474,809	△18,092	456,717
	2. 基金繰入金	17,826	81,268	99,094
歳入合計		2,512,773	57,774	2,570,547

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 総 務 費		104,343	△9,780	94,563
	1. 総 務 管 理 費	55,968	△12,632	43,336
	3. 介 護 認 定 審 査 会 費	47,173	2,852	50,025
2. 保 険 給 付 費		2,179,276	0	2,179,276
	1. 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	1,986,193	△800	1,985,393
	2. 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	71,161	800	71,961
3. 地 域 支 援 事 業 費		227,890	△14,799	213,091
	1. 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	91,491	34	91,525
	2. 一 般 介 護 予 防 事 業 費	11,552	14	11,566
	3. 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	124,629	△14,847	109,782
6. 諸 支 出 金		935	82,353	83,288
	1. 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	935	82,353	83,288
歳 出 合 計		2,512,773	57,774	2,570,547

(介護保険事業特別会計)

議案第 8 7 号

令和 7 年度 香美町公立香住病院事業企業会計補正予算（第 1 号）

（総 則）

第 1 条 令和 7 年度香美町公立香住病院事業企業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第 2 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額） 収	（補正予定額） 入	（計）
第 1 款 病院事業収益	1, 343, 493 千円	699 千円	1, 344, 192 千円
第 2 項 医業外収益	204, 250 千円	699 千円	204, 949 千円
第 2 款 介護老人保健施設収益	231, 228 千円	258 千円	231, 486 千円
第 2 項 事業外収益	38, 217 千円	258 千円	38, 475 千円
第 3 款 訪問看護ステーション収益	35, 785 千円	57 千円	35, 842 千円
第 2 項 事業外収益	11, 614 千円	57 千円	11, 671 千円
〔 合 計 〕	1, 615, 360 千円	1, 014 千円	1, 616, 374 千円

（科 目）	（既決予定額） 支	（補正予定額） 出	（計）
第 1 款 病院事業費用	1, 331, 384 千円	△ 7, 647 千円	1, 323, 737 千円
第 1 項 医業費用	1, 303, 105 千円	△ 8, 232 千円	1, 294, 873 千円
第 2 項 医業外費用	24, 278 千円	585 千円	24, 863 千円
第 2 款 介護老人保健施設費用	270, 175 千円	1, 103 千円	271, 278 千円
第 1 項 事業費用	268, 816 千円	1, 103 千円	269, 919 千円

（公立香住病院事業企業会計）

第3款	訪問看護ステーション費用	35,450 千円	△ 1 千円	35,449 千円
第1項	事業費用	35,104 千円	△ 1 千円	35,103 千円
第4款	居宅介護支援事業費用	6,765 千円	252 千円	7,017 千円
第1項	事業費用	6,740 千円	252 千円	6,992 千円
〔 合 計 〕		1,643,774 千円	△ 6,293 千円	1,637,481 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第3条 予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	1,044,249 千円	△ 6,885 千円	1,037,364 千円

(他会計からの補助金の補正)

第4条 予算第9条中「293,838千円」を「294,852千円」に改める。

令和7年8月28日提出

香美町長 浜 上 勇 人

令和 7 年度 香美町水道事業企業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 令和 7 年度香美町水道事業企業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第 2 条 令和 7 年度香美町水道事業企業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	（科目）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
（3）主な建設改良事業	原水及び浄水設備費	151,500 千円	26,800 千円	178,300 千円

（収益的収入及び支出の補正）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
<u>収 入</u>	第 1 款 水道事業収益	584,601 千円	△ 1,234 千円	583,367 千円
	第 1 項 営 業 収 益	367,978 千円	706 千円	368,684 千円
	第 2 項 営 業 外 収 益	216,621 千円	△ 1,940 千円	214,681 千円
<u>支 出</u>	（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	第 1 款 水道事業費用	646,005 千円	△ 4,838 千円	641,167 千円
	第 1 項 営 業 費 用	613,707 千円	△ 4,838 千円	608,869 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第 4 条 予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
<u>収 入</u>	第 1 款 資本的収入	273,500 千円	26,800 千円	300,300 千円
	第 1 項 企 業 債	188,100 千円	26,800 千円	214,900 千円
<u>支 出</u>	（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	第 1 款 資本的支出	432,567 千円	26,800 千円	459,367 千円
	第 1 項 建 設 改 良 費	218,859 千円	26,800 千円	245,659 千円

(企業債の補正)

第5条 予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	188,100千円	証書借入	5.0%以内	公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。 ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	214,900千円	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
合 計	223,100千円				249,900千円			

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1)職員給与費	68,490 千円	△ 1,742 千円	66,748 千円

(他会計からの補助金の補正)

第7条 予算第9条中「84,403千円」を「82,573千円」に改める。

令和7年8月28日提出

香美町長 浜 上 勇 人

令和 7 年度 香美町下水道事業企業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 7 年度香美町下水道事業企業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第 2 条 令和 7 年度香美町下水道事業企業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入	第 1 款 下水道事業収益	1,312,330 千円	50,225 千円	1,362,555 千円
	第 2 項 営 業 外 収 益	969,491 千円	50,225 千円	1,019,716 千円
	（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
支 出	第 1 款 下水道事業費用	1,101,181 千円	143,903 千円	1,245,084 千円
	第 1 項 営 業 費 用	969,607 千円	143,903 千円	1,113,510 千円

（資本的収入の補正）

第 3 条 予算第 4 条に定めた資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

	（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入	第 1 款 資本的収入	810,547 千円	0 千円	810,547 千円
	第 1 項 企 業 債	608,700 千円	19,100 千円	627,800 千円
	第 3 項 国 庫 補 助 金	50,000 千円	△ 19,100 千円	30,900 千円

(企業債の補正)

第4条 予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	173,200千円	証書借入	5.0%以内	公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。 ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	192,300千円	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
合 計	612,700千円				631,800千円			

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	40,290 千円	△ 115 千円	40,175 千円

(他会計からの補助金の補正)

第6条 予算第9条中「659,299千円」を「659,183千円」に改める。

令和7年8月28日提出

香美町長 浜 上 勇 人